

第 3 章

第 6 期障害福祉計画及び第 2 期障害児福祉計画

1 数値目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の第 6 期障害福祉計画及び第 2 期障害児福祉計画に係る基本指針では、第 5 期障害福祉計画及び第 1 期障害児福祉計画に引き続き、福祉施設の入所者の地域生活への移行を進める観点から、令和 5 年度末における地域生活に移行する人の数と施設入所者数を目標値として設定することとしています。

【国指針】

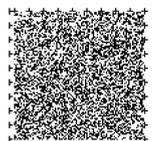
- ・令和元年度末の施設入所者数の 6%以上が地域生活に移行
- ・令和元年度末時点の施設入所者数から 1.6%以上削減

目 標 値		設定の考え方
令和 5 年度末までの地域生活移行者数	46 人	令和元年度末時点の施設入所者数(760 人)の 6%以上が地域生活へ移行
令和 5 年度末の施設入所者数	747 人	令和元年度末時点の施設入所者数(760 人)から 1.6%以上削減

【施設入所者の地域生活への移行に向けた取組】

ただ単に施設から出たということではなく、地域生活へ移行した後も定着していただける支援が求められており、各区の障害者生活支援センターの相談支援機能を強化するとともに、自立した生活に必要な障害福祉サービスが適切に利用できるよう、利用ニーズや定着するために必要なことを的確に捉えながら各機関との連携の下に支援を行います。

また、障害者の地域生活移行の受け皿として、グループホームなどの「住まいの場」の整備を促進するとともに、生活介護、就労移行支援や就労継続支援などの「日中活動の場」の整備に努めます。





(2) 精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築

国の第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る基本方針では、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、入院中の精神障害者に関する目標値を定めることとしています。

【国指針】

- ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数の上昇：316日以上とすることを基本
- ・精神病床における1年以上長期入院患者数の令和5年度末の全国の目標値は平成30年度と比べて6.6～4.9万人減少
- ・令和5年度における退院率を3ヶ月時点69%以上、6ヶ月時点86%以上、1年時点92%以上とすることを基本

【精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築に向けた取組】

国の指針を踏まえ、精神障害の程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、精神障害者（発達障害者及び高次脳機能障害者を含む）を支える地域包括ケアシステムの構築を図ります。

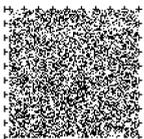
システムの構築に当たっては、障害福祉、医療、介護、住まい等を包括的に提供することや、精神障害者の家族に対する支援の充実が実現できるよう、関係者の協議の場として地域自立支援協議会を活用し、検討を進めます。

また、モデル事業を通じて蓄積した手法を活かして、地域ごとに精神科等医療機関、障害福祉サービスや介護保険の地域援助事業者等との重層的な連携による支援体制の構築を図り、市全域での訪問支援（アウトリーチ）の実施を目指します。併せて、地域の支援者等を対象とした研修会を実施します。

なお、埼玉県における目標値は、次のとおりとなっています。

【参考：埼玉県における目標値】

- ・精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：316日以上
- ・精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上)：3,822人
- ・精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳未満)：2,152人
- ・精神病床における入院後3か月時点の退院率：69%
- ・精神病床における入院後6か月時点の退院率：86%
- ・精神病床における入院後1年時点の退院率：92%





(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る基本指針では、地域生活支援拠点等について、令和5年度末までに一つ以上を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することとしています。

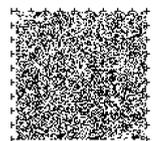
【国指針】

- ・令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討する

目 標 値	設定の考え方
地域生活支援拠点等の運用状況について、年1回以上検証・検討	地域自立支援協議会の地域部会等の場を活用する

【地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた取組】

障害者の重度化や高齢化、そしていわゆる「親亡き後」を見据え、障害者の地域生活支援を推進するため、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を担う地域生活支援拠点等の充実に向けた検討を行います。また、検討に当たっては、本市の実情や課題について関係機関が情報を共有し、地域自立支援協議会の地域部会等の場を活用して協議を進めます。





(4) 福祉施設から一般就労への移行等

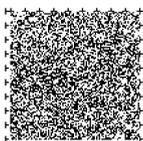
国の第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る基本指針では、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業所等及び就労定着支援事業等（※）を通じて、令和5年度中に一般就労へ移行及びその定着する人の目標値を設定することとしています。

（※）就労移行支援事業所等：生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援

【国指針】

- ・令和5年度までに、福祉施設から一般就労へ移行させる人数を令和元年度実績の1.27倍以上
- ・令和5年度までに、就労移行支援から一般就労へ移行させる人数を令和元年度実績の1.30倍以上
- ・令和5年度までに、就労継続支援A型から一般就労へ移行させる人数を令和元年度実績の1.26倍以上
- ・令和5年度までに、就労継続支援B型から一般就労へ移行させる人数を令和元年度実績の1.23倍以上
- ・令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人数の7割が就労定着支援事業を利用することを基本
- ・令和5年度における就労定着支援による支援開始から1年後の職場に定着させる割合が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本

目 標 値		設定の考え方
令和5年度の 一般就労移行者数	363人	令和5年度の福祉施設から一般就労への移行者数 令和元年度実績値の1.27倍以上
令和5年度の 一般就労移行者数 (就労移行支援)	255人	令和5年度就労移行支援から一般就労への移行者数 令和元年度実績値の1.30倍以上
令和5年度の 一般就労移行者数 (就労継続支援A型)	57人	令和5年度就労継続支援A型から一般就労への移行者数 令和元年度実績値の1.26倍以上
令和5年度の 一般就労移行者数 (就労継続支援B型)	51人	令和5年度就労継続支援B型から一般就労への移行者数 令和元年度実績値の1.23倍以上

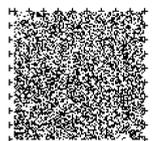


目 標 値		設定の考え方
令和5年度における就労定着支援事業の利用割合	7割	令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用した者の割合
令和5年度における就労定着支援事業の就労定着率	7割	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所の割合

【福祉施設から一般就労への移行等に向けた取組】

障害者の雇用を促進するため、就労に関する情報の提供・相談体制の整備、能力開発や訓練の機会の拡充及び雇用の場の開拓によって、就労の場の確保を図るとともに、就職の意向確認から就労後の定着まで、就労支援のための総合的な支援を行います。

また、就労移行支援事業を活用していただくことで、障害者の一般就労移行を促進するため、障害者就労施設等からの物品等の優先調達や障害者施設に通所する障害者の工賃向上の取組を進めるなど、その他の就労支援事業も含めた総合的な就労支援を行います。





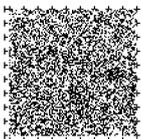
(5) 障害児支援の提供体制の整備等

国の第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る基本指針では、令和5年度末までに、児童発達支援センターの設置、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保をすることとしています。また、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置をすることとしています。

【国指針】

- ・令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置する
- ・令和5年度までに、各都道府県において、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）等の連携強化を図るなど、難聴児支援のための中核機能を果たす体制を確保する
- ・令和5年度末までに、全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制の構築
- ・令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする
- ・令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保険、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本とする

目標値		設定の考え方
令和5年度末までに児童発達支援センターの設置数	－ (設置済)	令和元年度末時点の事業所数：6か所
令和5年度末までに保育所等訪問支援事業所の設置数	－ (設置済)	令和元年度末時点の事業所数：10か所
令和5年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の設置数	－ (設置済)	令和元年度末時点の事業所数：4か所
令和5年度末までに医療的ケア児支援のための協議の場の設置	－ (設置済)	地域自立支援協議会を活用した協議の場を設置
令和5年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	配置	各区にコーディネーターを配置



【障害児支援の提供体制の整備等に向けた取組】

障害児の地域支援体制の充実を図るため、児童発達支援センターや重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を設置していきます。また、医療技術の進歩等を背景として、医療的ケア児の数が増加する中で、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関係機関が連携を図るための協議の場を設け、各区にコーディネーターを配置します。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

国の第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る基本指針では、更なる相談支援体制の充実・強化等を推進するため、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化に向けた取組を着実に進めて行くこととしています。

【国指針】

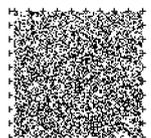
・令和5年度末までに、市町村又は圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保

目 標 値		設定の考え方
令和5年度末時点の基幹相談支援センターの設置	6か所目の整備	令和2年度時点の事業所数：3か所

【相談支援体制の充実・強化等に向けた取組】

相談支援体制を充実・強化するため、基幹相談支援センターを設置し、障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施します。

また、地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言及び人材育成のために研修等を実施し、地域の相談支援機関と連携強化の取組を進めます。





(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る

体制の構築

国の第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る基本指針では、障害福祉サービス等は多様化しており、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害者等が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくこととしております。また、自立支援審査支払等システム等を活用し、障害者等が真に必要とする障害福祉サービス等を提供するため、障害福祉サービス等の質を向上させるための体制を構築することとしております。

【国指針】

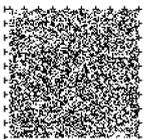
- ・令和5年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築

目標値		設定の考え方
サービスの質の向上を図るための体制	検討	地域自立支援協議会の場を活用して、サービスの質を向上させるための体制について検討する

【障害福祉サービス等の質の向上に向けた取組】

障害者等が必要とする障害福祉サービス等を提供できているのかを検証するため、多様化している障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害福祉サービス等の質を向上させるための体制について検討を行います。

また、検討に当たっては、地域自立支援協議会の場を活用して協議を進めます。





2 訪問系サービスの見込量と確保のための方策

(1) 訪問系サービスの見込量

① 居宅介護（ホームヘルプサービス）

「居宅介護」（ホームヘルプサービス）は、障害支援区分が区分1以上の人が対象となり、居宅において入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談、助言その他の生活全般にわたる援助を行います。

これまでの利用実績に基づき、見込量を設定します。

② 重度訪問介護

「重度訪問介護」は、重度の肢体不自由者や知的障害もしくは精神障害により行動上著しい困難を有する人が対象となり、居宅介護のサービスやその他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。

これまでの利用実績から一定の伸び率に基づき、見込量を設定します。

③ 同行援護

「同行援護」は、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等を対象に移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援、移動の援護、その他外出する際に必要となる援助を行います。

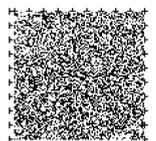
これまでの利用実績から一定の伸び率に基づき、見込量を設定します。

④ 行動援護

「行動援護」は、知的障害や精神障害のために行動上著しい困難を有する人で、常時介護を要する人に、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護その他の行動をする際の必要な援助を行います。

障害支援区分が区分3以上の人で、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上の人を対象となります。

これまでの利用実績から一定の伸び率に基づき、数値目標を設定します。





⑤ 重度障害者等包括支援

「重度障害者等包括支援」は、常時介護を要する人で、障害支援区分が区分6の人のうち、意思疎通に著しい困難を有する人に対して居宅介護等、その他の障害福祉サービスを包括的に提供します。

これまでも利用実績がなく、また、サービス利用対象者が限定的であることから今後も増加は見込まれませんが、各年度1名を見込みます。

表 訪問系サービスの実績と見込量

サービス区分	単位	第5期実績			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(計画値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①居宅介護 (ホームヘルプサービス)	時間分	29,370	29,092	37,810	28,918	28,331	28,246
	人	1,453	1,471	1,720	1,573	1,626	1,681
②重度訪問介護	時間分	25,519	28,334	38,170	36,437	41,320	46,857
	人	64	69	90	89	101	115
③同行援護	時間分	3,179	3,224	3,740	3,250	3,263	3,276
	人	150	152	180	156	158	160
④行動援護	時間分	3,998	4,278	5,310	5,157	5,662	6,217
	人	143	143	200	160	169	179
⑤重度障害者等包括支援	時間分	0	0	60	60	60	60
	人	0	0	1	1	1	1

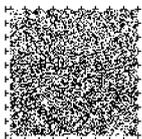
(2) 訪問系サービスの確保方策

本市における訪問系サービスの利用者数や利用量は、一定の伸びがあるため、必要なサービスが提供できるよう、障害福祉計画の年度ごとのサービス見込量に適切に反映させていきます。

また、サービス需要の増大にあわせ、多様な事業者の参入を促進するとともに、事業所との連携や助言・指導を行うなど相談支援体制やサービス提供体制の充実を図ります。

あわせて、利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、事業者に対して指導、監査及び研修等を実施し、事業者の運営の適正化を図ります。

引き続き、障害のため日常生活を営むのに支障がある障害者(児)等が在宅生活を維持できるよう利用者ニーズを的確に把握し、必要とされるサービスの提供を図ります。



3 日中活動系サービスの見込量と確保のための方策

(1) 日中活動系サービスの見込量

① 生活介護

「生活介護」は、常時介護が必要な人で、障害支援区分が区分3以上、50歳以上の場合は区分2以上の人が対象となります。また、障害者支援施設に入所する場合は区分4以上、50歳以上の場合は区分3以上の人が対象となります。これまでの利用実績から一定の伸び率に基づき、見込量を設定します。

② 自立訓練（機能訓練）

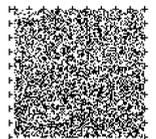
「自立訓練（機能訓練）」は、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援を行うとともに、特別支援学校を卒業した人にとっても地域生活を営む上での身体機能の維持・回復などの支援を行うサービスです。第5期障害福祉計画期間の利用状況をみると、自立訓練（機能訓練）の利用実績は見込量を上回って増加しています。引き続き必要な支援が行えるよう、これまでの利用実績の伸び率に基づき見込量を設定します。

③ 自立訓練（生活訓練）

「自立訓練（生活訓練）」は、障害者支援施設等において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談、助言その他必要な支援を行います。第5期障害福祉計画期間の利用状況をみると、自立訓練（生活訓練）の利用実績は見込量を上回っています。これまでの利用実績や、今後の入所施設・病院からの退所・退院者や特別支援学校を卒業した人等の利用を適切に見込み、地域生活への円滑な移行や地域生活の維持の支援につながる量的確保に努めます。

④ 就労移行支援

「就労移行支援」は、就労を希望する人を対象に、一定の期間、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。これまでの利用実績から一定の伸び率に基づき、見込量を設定します。





⑤ 就労継続支援（A型）

「就労継続支援（A型）」は、通常の事業者に雇用されることが困難な障害者のうち適切な支援により雇用契約等に基づき就労する人に、生産活動、その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練・支援を行います。

これまでの利用実績から一定の伸び率に基づき、見込量を設定します。

⑥ 就労継続支援（B型）

「就労継続支援（B型）」は、通常の事業者に雇用されることが困難な障害者に対し、生産活動、その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練・支援を行います。

就労継続支援（A型）同様、これまでの利用実績から一定の伸び率に基づき、見込量を設定します。

⑦ 就労定着支援

「就労定着支援」は、就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対し、障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。

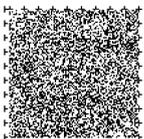
これまでの利用実績から一定の伸び率に基づき、見込量を設定します。

⑧ 療養介護

「療養介護」は、医療を要する障害者で常時介護を要し、主として昼間において病院その他の施設などで行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。

病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時介護を必要とする、筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等の気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人で障害支援区分が区分6の人や筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者で障害支援区分が区分5以上の人に対して必要なサービスです。

これまでの利用実績から見込量を設定します。





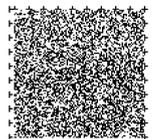
⑨ 短期入所（福祉型・医療型）

「短期入所（福祉型・医療型）」は、居宅において、その介護を行う人の疾病その他の理由により、障害者等を障害者支援施設等に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ、食事の介護その他の必要な支援を行います。

これまでの利用実績からの伸び率に基づき、見込み量を設定します。あわせて、利用者や家族等の負担を軽減するため、国庫補助金を活用した短期入所事業所（ショートステイ）の整備に努めるなどの量的確保を図ります。

表 日中活動系サービスの実績と見込量

サービス区分	単位	第5期実績			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(計画値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①生活介護	人日分	36,231	37,304	41,800	40,193	41,720	43,305
	人	1,892	1,948	2,190	2,091	2,166	2,244
②自立訓練(機能訓練)	人日分	524	629	410	835	962	1,108
	人	77	84	60	107	120	135
③自立訓練(生活訓練)	人日分	892	895	650	1,115	1,244	1,388
	人	59	63	50	75	82	89
④就労移行支援	人日分	6,024	6,710	7,030	7,118	7,331	7,550
	人	370	406	531	429	441	453
⑤就労継続支援(A型)	人日分	9,946	10,294	24,830	13,449	15,372	17,570
	人	521	536	1,310	696	793	903
⑥就労継続支援(B型)	人日分	21,417	22,093	28,650	24,918	26,463	28,104
	人	1,364	1,426	2,640	1,599	1,693	1,792
⑦就労定着支援	人	120	167	237	232	232	232
⑧療養介護	人	89	89	90	91	92	93
⑨短期入所	人日分	2,987	3,070	5,480	3,139	3,205	3,299
	人	475	496	720	587	648	724
(福祉型)	人日分	2,690	2,751	5,160	2,652	2,604	2,557
	人	415	430	650	469	490	512
(医療型)	人日分	297	319	320	487	601	742
	人	60	66	70	118	158	212

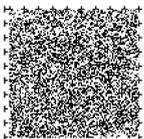




(2) 日中活動系サービスの確保方策

今後もサービス利用者数の増加や、施設入所者等の地域移行により、いずれのサービスも利用が増加していくことが見込まれるため、サービス需要の増大についての情報提供に努め、社会福祉法人等の従来の事業の担い手だけにとどまらず、より幅広く多くのサービス提供事業者の一層の参入を促進していきます。

あわせて、利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、事業者に対して指導、監査及び研修等を実施し、事業者の運営の適正化を図ります。





4 居住系サービスの見込量と確保のための方策

(1) 居住系サービスの見込量

① 自立生活援助

「自立生活援助」は、障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者で一人暮らしを希望する者等に対し、定期的に利用者の居宅を訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うことのほか、定期的な訪問だけではなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応を行います。

② 共同生活援助（グループホーム）

「共同生活援助（グループホーム）」は、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談や入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

施設入所者や医療機関の入院者をはじめとした障害者が、地域生活への移行を行う上で非常に需要が見込まれることから、グループホームの民間整備をより一層推進します。また、障害の種別や程度にかかわらず、障害者が自ら選択した地域で暮らすことができるよう、国庫補助金を活用し医療的ケアや強度行動障害などの重度障害者等を受け入れるグループホームの整備を促進します。

③ 施設入所支援

「施設入所支援」は、生活介護を受けている、障害支援区分が区分4（50歳以上の場合は、区分3）以上の人、あるいは自立訓練又は就労移行支援を受けている人で入所しながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる人、又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な人が対象となります。

④ 地域生活支援拠点等

障害者の重度化や高齢化、そしていわゆる「親亡き後」を見据え、障害者の地域生活支援を推進するため、地域の実情に応じた居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を担う地域生活支援拠点等の整備を行うことで、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築していきます。さいたま市では、地域生活支援拠点等の整備に向け、地域自立支援協議会の場を活用し、関係機関と連携し協議を行っています。

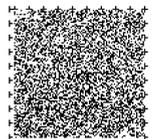




表 居住系サービスの実績と見込量

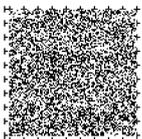
サービス区分	単位	第5期実績			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(計画値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①自立生活援助	人	0	2	65	10	10	10
②共同生活援助	人	497	552	750	860	970	1,100
③施設入所支援	人	723	760	711	783	765	747
④地域生活支援拠点等	—				整備	整備	整備

(2) 居住系サービスの確保方策

障害者のニーズの把握に努め、必要なサービスを提供できるよう、居住系サービスの社会資源の整備に取り組めます。特に、グループホームについては、地域生活への移行を推進していく上で不足が指摘されていることから、社会福祉法人等の従来の事業の担い手だけにとどまらず、より幅広い事業者の参入を促進していきます。

あわせて、利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、事業者に対して指導、監査及び研修等を実施し、事業者の運営の適正化を図ります。

また、障害者が自ら選択した地域で、地域の一員として安心して暮らすことができるよう、地域住民に対し、障害者施策や障害者に対する理解が深まる取組をより一層推進していきます。



5 相談支援サービスの見込量と確保のための方策

(1) 相談支援サービスの見込量

① 計画相談支援

障害福祉サービスの利用に際し、指定を受けた特定相談支援事業者によりサービス等利用計画案を作成し、支給決定、利用計画見直しの参考とすることで、サービスの利用を支援します。

サービス等利用計画は、全ての障害福祉サービスを利用する人に必要になります。

② 地域移行支援

障害者支援施設等や精神科病院に長期入所等していた人が地域での生活に移行するため、住居の確保や新生活の準備等について支援をします。

これまでの利用実績や提供体制等を勘案し、見込量を設定します。

③ 地域定着支援

地域における単身の障害者等に対し、夜間等も含む緊急時の連絡や相談等の支援をします。

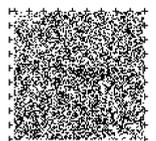
これまでの利用実績や今後の地域生活への移行者数等を勘案し、見込量を設定します。

表 相談支援サービスの実績と見込量

サービス区分	単位	第5期実績			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(計画値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①計画相談支援	人	8,749	9,803	8,490	12,584	14,258	16,154
②地域移行支援	人	1	0	10	10	10	10
③地域定着支援	人	12	18	10	20	20	20

(2) 相談支援サービスの確保方策

事業を実施する相談支援事業者が可能な限り身近に立地し、気軽に相談でき、個々の状況に応じた障害福祉サービスを提供できるようにするとともに、計画相談支援を全ての障害福祉サービス利用者に提供できるよう体制の充実を図ります。





6 障害児通所支援等の見込量と確保のための方策

(1) 障害児通所支援等の見込量

① 児童発達支援

「児童発達支援」は、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。

これまでの利用実績から一定の伸び率に基づき、見込量を設定します。

② 医療型児童発達支援

「医療型児童発達支援」は、児童発達支援及び治療を行います。

これまでの利用実績に基づき見込量を設定します。

③ 放課後等デイサービス

「放課後等デイサービス」は、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

これまでの利用実績から一定の伸び率に基づき、見込量を設定します。

④ 保育所等訪問支援

「保育所等訪問支援」は、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。

これまでの利用実績から一定の伸び率に基づき、見込量を設定します。

⑤ 居宅訪問型児童発達支援

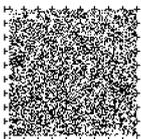
「居宅訪問型児童発達支援」は、重症心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児に対し、障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与その他必要な支援を行います。

平成30年度から実施されている事業であり、第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画期間の利用状況をみると、実績が見込量を大きく下回っていることから、利用実績に基づき見込量を設定します。

⑥ 福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設

「福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設」は、障害児入所施設又は指定発達支援医療機関に入所等をする障害児に対して、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行います。

現状の入所者数を見込み量として設定します。





⑦ 障害児相談支援

障害児通所支援等の利用を希望する障害児の解決すべき課題を踏まえ、総合的な援助の方針や最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、障害児支援計画の作成を行います。計画策定後には一定期間ごとに計画の見直しを行い、計画の変更や支給決定の申請の勧奨を行います。

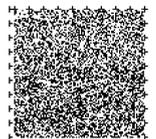
障害児支援計画は、全ての障害児通所支援等を利用する人に必要であり、これまでの利用実績から、見込量を設定します。

⑧ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関係機関が連携を図るための協議の場を設ける中で、医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員の配置を行います。

表 障害児通所支援等の実績と見込量

サービス区分	単位	第5期実績			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(計画値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①児童発達支援	人日分	6,523	8,114	9,230	11,919	14,446	17,509
	人	676	868	970	1,299	1,589	1,943
②医療型児童発達支援	人日分	443	374	380	378	380	382
	人	67	62	60	66	68	71
③放課後等 デイサービス	人日分	20,294	22,875	49,460	27,904	30,862	34,133
	人	1,685	1,929	4,210	2,279	2,477	2,692
④保育所等訪問支援	人日分	23	41	60	70	91	119
	人	22	33	60	47	56	67
⑤居宅訪問型 児童発達支援	人日分	1	1	230	10	10	10
	人	1	1	10	10	10	10
⑥福祉型 障害児入所支援	人	15	12	9	7	7	7
⑥医療型 障害児入所支援	人	9	7	11	19	19	19
⑦障害児相談支援	人	3,994	4,255	7,480	5,309	5,930	6,624
⑧医療的ケア児に対する 関連分野の支援を調整 するコーディネーター の配置	人	検討	検討	1	10	10	10





⑨ 障害児の子ども・子育て支援等

子ども・子育て支援等の利用を希望する障害児等が希望に沿った利用ができるよう、利用ニーズを踏まえ、認可保育所や放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における障害児等の受入れの体制整備を行います。

表 障害児等の受入れの実績と見込量

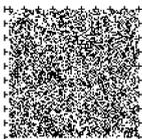
種別	単位	第5期実績			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(計画値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
⑨認可保育所	人	362	398	360	426	433	439
⑨放課後児童クラブ	人	180	191	231	201	205	207

(2) 障害児通所支援等の確保方策

今後もサービスに対する需要が増大していくことが見込まれるため、社会福祉法人等の従来の事業の担い手だけにとどまらず、より幅広く多くのサービス提供事業者の一層の参入を促進していきます。特に、医療的ケア児や重症心身障害児を受け入れることができる事業所等の確保を図ります。

あわせて、利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、事業者に対して指導、監査及び研修等を実施し、事業者の運営の適正化を図ります。

また、認可保育所については、専任保育士を配置するための人件費の補助を行い、放課後児童クラブについては、障害児を受け入れ担当職員を配置した場合の委託料の加算及び施設改修費の助成を行うことで、障害児等の受入れを進めていきます。



7 発達障害者等に対する支援の見込量と確保のための方策

(1) 発達障害者支援地域協議会の開催

発達障害者の支援体制の整備状況や発達障害者支援センターの活動状況等について検証を行う発達障害者支援地域協議会を開催することで、関係者の連携を緊密に図り、ライフステージを通じた切れ目のない支援を行います。

(2) 発達障害者支援センターによる相談支援

発達障害に関する様々な問題に関して、発達障害者及びその家族等からの相談に応じ、必要な支援や助言を行います。また、相談者の年齢や相談内容に応じて、個別相談や他の相談機関についての情報提供等を行います。

これまでの利用実績から、見込量を設定します。

(3) 発達障害者支援センターの関係機関への助言

発達障害者及びその家族等が地域で必要な支援が受けられるように、関係機関へのコンサルテーション（助言、情報提供等）を実施します。

これまでの利用実績から一定の伸び率に基づき、見込量を設定します。

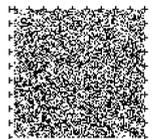
(4) 発達障害者支援センターの外部機関や地域住民への研修、啓発

講演会や研修を開催し、発達障害や支援についての知識を広め、地域の理解者を増やします。

これまでの利用実績から、見込量を設定します。

(5)ペアレントトレーニング等による家族等に対する支援

発達障害児を持つ保護者を対象に、障害児の行動理由を探り対応方法を考え実施することや、行動変容の技術習得を目的とした保護者向け勉強会やペアレントトレーニングを実施します。





(6) 発達障害者等及び家族等支援事業（ペアレントメンター事業）

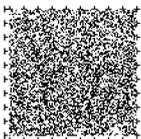
発達障害のある子どもを育ててきた同じ立場の親が、様々な疑問や不安を持つ親に対して、情報提供や助言等を行うペアレントメンター事業を実施することで、発達障害児を持つ家族等の不安や負担の軽減や支援の充実を図ります。

(7) ピアサポート活動の実施

発達障害者支援センターを継続利用中の当事者の方を対象に、情報や意見の交換を行う機会を設け、当事者同士の交流を促進してまいります。

表 発達障害者等に対する支援の実績と見込量

種別	単位	第5期実績			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(計画値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1)発達障害者支援地域協議会の開催回数	回	2	2	2	2	2	2
(2)発達障害者支援センターによる相談件数	件	1,132	1,234	1,660	1,234	1,244	1,254
(3)発達障害者支援センターの関係機関への助言件数	件	16	21	10	21	27	35
(4)発達障害者支援センターの外部機関や地域住民への研修、啓発件数	件	45	48	50	48	50	53
(5)ペアレントトレーニングの受講者数	人				24	24	24
(6)ペアレントメンターの人数(累積)	人				21	23	25
(7)ピアサポート活動への参加者数	人				15	15	15



8 精神障害者等に対する支援の見込量と確保のための方策

(1) 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置

保健、医療、障害福祉等の各関係機関が連携を図るための協議の場としての地域自立支援協議会を活用し、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築について検討します。

地域自立支援協議会の開催回数、関係者の参加者数、目標設定及び評価の実施回数を見込量として設定します。

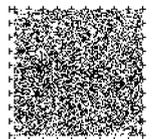
(2) 精神障害者に対する各種障害福祉サービスによる支援

精神障害の程度に関わらず、地域で安心して暮らすために必要な各種障害福祉サービスの充実を図るとともに、関係機関が重層的に連携し、障害福祉、医療、住まい等について包括的な提供や支援をします。

精神障害者の地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助の利用者数にこれまでの利用実績から、見込量を設定します。

表 精神障害者に対する支援の見込量

種別	単位	第6期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1)保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置				
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回	2	2	2
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人	7	7	7
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回	1	1	1
(2)精神障害者に対する各種障害福祉サービスによる支援				
精神障害者の地域移行支援の利用者数	人	1	1	1
精神障害者の地域定着支援の利用者数	人	19	19	19
精神障害者の共同生活援助の利用者数	人	212	240	272
精神障害者の自立生活援助の利用者数	人	5	6	7



9 相談支援体制の充実・強化のための取組に対する見込量と確保のための方策

(1) 総合的・専門的な相談支援の実施

相談支援体制を充実・強化するため、障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を行います。

障害者生活支援センターでの受付相談実績から見込量を設定します。

(2) 地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言

基幹相談支援センターを中心として、地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言を目的とした連絡会議等を実施します。

(3) 地域の相談支援事業者の人材育成の支援

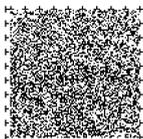
基幹相談支援センターにおいて、研修等を実施することで、地域の相談支援事業者の人材育成を図ります。

(4) 地域の相談機関との連携強化の取組

地域自立支援協議会の地域部会を活用して、個別の支援課題から地域の支援課題を抽出し、抽出した地域の支援課題への対応を検討するとともに、地域の支援機関間で課題抽出や支援課題への対応についての検討を重ねることで、良好な関係性を構築し、支援機関の連携強化を図ります。

表 相談支援体制の充実・強化のための取組に対する見込量

種別	単位	第6期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1)総合的・専門的な相談支援の実施	回	89,140	89,200	89,260
(2)地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言件数	件	4	5	6
(3)地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	件	2	2	2
(4)地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	回	4	5	6





10 障害福祉サービス等の質の向上に関する取組に対する見込量と確保のための方策

(1) 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

障害福祉サービス等の質を向上するため、都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等を活用します。

県が実施する障害福祉サービス等に係る研修への、これまでの参加実績から見込量を設定します。

(2) 障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果の活用

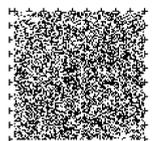
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析し、集団指導において、請求上の注意点等を事業所に伝達します。

(3) 障害福祉サービス事業所等に対する指導監査の適切な実施

指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査を適正に実施します。

表 障害福祉サービス等の質の向上に対する見込量

種別	単位	第6期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1)障害福祉サービス等に係る各種研修の参加人数	人	40	40	40
(2)障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	回	1	1	1
(3)障害福祉サービス事業所等に対する指導監査の実施	回	146	146	146





11 地域生活支援事業の見込量と確保のための方策

(1) 理解促進研修・啓発事業

地域社会において、障害や障害者に対する理解を深めるため、啓発パンフレットの配布や各種イベント等を実施します。

(2) 自発的活動支援事業

障害者やその家族等が実施する自発的な活動を支援することにより、障害者等の社会参加を推進する事業を実施します。

(3) 相談支援事業

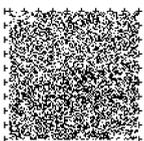
相談支援事業は、障害者（児）及び家族からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言などを行う事業であり、この相談支援事業を適切に実施していくために「地域自立支援協議会」において、相談支援事業の実施状況等を調査するほか、具体的な困難事例への対応のあり方について検討するとともに、地域の関係機関によるネットワークを構築します。

(4) 成年後見制度利用支援事業

判断能力が十分でない障害者の権利を擁護するため、市長による後見開始等審判の申立てを行うほか、成年後見制度を利用するための費用の負担が困難な方に対して申立て費用や後見人等への報酬の助成を行うことにより、成年後見制度の利用支援を行います。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

判断能力が十分でない障害者の権利を擁護するため、成年後見制度の利用支援を行うほか、市民後見人の育成・支援を行うとともに、法人後見事業の利用支援を行います。





(6) 意思疎通支援事業

聴覚、音声又は言語機能障害者等のコミュニケーションを保障するため、手話通訳者、要約筆記者を派遣します。

(7) 日常生活用具給付等事業

在宅の重度障害者（児）の日常生活の便宜を図るため、聴覚障害者通信装置、特殊ベッド、入浴補助用具などの日常生活用具の給付、自己負担の軽減を行います。引き続き、制度の周知により利用促進を図ります。

(8) 移動支援事業

障害者にとって社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のために外出の移動介護を行うサービスとして、利用実績が確実に伸びているため、利用者の状況やニーズに応じた柔軟な形態での実施などを含め、移動支援の充実に努めます。

(9) 地域活動支援センター事業

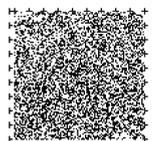
障害者の地域生活の場、社会参加の場として、障害者等を対象に創作的活動・生産活動の機会の提供や社会との交流の促進等、地域の実情に応じ柔軟に事業を実施する地域活動支援センターの運営を支援します。

(10) 発達障害者支援センター運営事業

発達障害者に対する支援を総合的に行う拠点として発達障害者支援センターを運営し、発達障害者やその家族、関係機関等からの相談に応じ、必要な助言や情報提供を行います。

(11) 障害児等療育支援事業

在宅の重症心身障害児（者）、知的障害児（者）、身体障害児の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導等を実施します。





(12) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

聴覚、音声又は言語機能障害者等のコミュニケーションを保障するため、専門性の高い意思疎通支援を行う手話通訳者及び要約筆記者を養成します。

また、盲ろう者や失語症者の自立と社会参加を図るため、盲ろう者向け通訳・介助員及び失語症者向け意思疎通支援者を養成します。

(13) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を派遣します。

(14) 精神障害者地域生活支援広域調整等事業

① 精神障害者地域生活支援広域調整等事業

精神障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な広域調整、専門性が高い相談支援及び事故・災害等発生時に必要な緊急対応の体制の整備に向けた検討を行います。

② 発達障害者支援地域協議会による体制整備事業

発達障害者支援地域協議会を開催することにより、発達障害者の支援体制の整備状況や発達障害者支援センターの活動状況等について検証を行うとともに、関係者の連携を緊密に図り、本市の実情に応じた体制の整備を行います。

(15) 任意事業

その他事業として「訪問入浴サービス事業」、「更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業」、「日中一時支援事業」等の事業に対し見込量を定め、サービス提供基盤整備に取り組んでいきます。

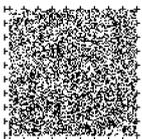




表 地域生活支援事業の実績と見込量

事業名	単位	第5期実績			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(計画値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1)理解促進研修・啓発事業	実施有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
(2)自発的活動支援事業	実施有無	未実施	未実施	実施	実施	実施	実施
(3)相談支援事業							
障害者相談支援事業	箇所	15	15	15	15	15	15
基幹相談支援センター	設置状況	設置	設置	設置	設置	設置	設置
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施状況	実施	実施	実施	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	実施状況	実施	実施	実施	実施	実施	実施
(4)成年後見制度利用支援事業	人	51	55	50	50	50	50
(5)成年後見制度法人後見支援事業	実施有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
(6)意思疎通支援事業							
手話通訳者派遣事業	件				4,400	4,400	4,400
要約筆記者派遣事業	件				250	250	250
手話通訳者設置事業	人	16	19	20	20	20	20
(7)日常生活用具給付等事業							
介護訓練支援用具	件	71	68	70	70	70	70
自立生活支援用具	件	139	134	170	135	135	135
在宅療養等支援用具	件	114	113	105	110	110	110
情報・意思疎通支援用具	件	230	270	205	250	250	250
排泄管理支援用具	件	2,184	2,048	1,850	2,100	2,100	2,100
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件	20	31	25	25	25	25

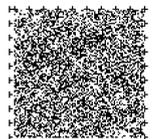




表 地域生活支援事業の実績と見込量（つづき）

事業名	単位	第5期実績			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(計画値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(8)移動支援事業	箇所	222	230	244	246	248	250
利用見込者数	人	1,188	1,140	1,359	1,330	1,302	1,275
延べ利用見込時間数	時間	25,555	25,519	30,084	29,512	28,951	28,401
(9)地域活動支援センター事業							
さいたま市分	箇所	26	26	26	26	26	26
	人	269	268	315	270	270	270
他市町村分	箇所	4	5	3	5	5	5
	人	8	9	5	10	10	10
(10)発達障害者支援センター運営事業	箇所	1	1	1	1	1	1
(11)障害児等療育支援事業	箇所	2	2	2	2	2	2
(12)専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業							
手話通訳者養成研修事業	人	9	7	10	10	10	10
要約筆記者養成研修事業	人	8	7	15	10	10	10
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	人	2	0	1	1	1	1
失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業	人				1	1	1
(13)専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業							
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	人	5	5	6	5	5	5

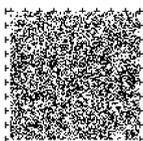




表 地域生活支援事業の実績と見込量（つづき）

事業名	単位	第5期実績			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(計画値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(14)精神障害者地域生活支援広域調整等事業							
①精神障害者地域生活支援広域調整等事業							
地域生活支援広域調整会議等事業	回	検討	検討	1	4	4	4
地域移行・地域生活支援事業	人	0	7	9	7	7	7
災害派遣精神医療チーム体制整備事業	回	1	1	1	1	1	1
②発達障害者支援地域協議会による体制整備事業(協議会の開催見込)	回	2	2	2	2	2	2
(15)任意事業							
盲人ホーム	箇所	1	1	1	1	1	1
福祉ホーム	箇所	1	1	1	1	1	1
訪問入浴サービス事業	人/月間	86	95	65	90	92	94
更生訓練費・施設入居者就職支度金給付事業	人/月間	34	38	20	36	38	40
知的障害者職親委託制度	人/月間	5	3	5	3	3	3
日中一時支援事業	人/月間	136	134	167	156	146	137
生活訓練等	人/年間	926	1,082	700	800	900	1,000

